

所管部課		総務部 職員課		部長	矢吹 勇一	
件 名		東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要 旨						
(1) 改正理由						
東京都人事委員会勧告を踏まえた一般職の給与改定に準じて、非常勤職員の特別給（賞与）の支給月数を改定するため、条例の一部を改正するものである。						
(2) 主な改正内容						
期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定						
特別給（賞与）の年間支給月数を0.2か月分引き上げ、4.65か月から4.85か月とし、期末手当及び勤勉手当に配分する。						
なお、勤勉手当は、経過措置期間中のため、令和6年度6月及び12月の支給月数は0.25か月、令和7年度6月及び12月の支給月数は0.5か月とする。						
(3) 施行日						
公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。						
(4) 影響及び効果						
東京都人事委員会勧告を踏まえた一般職と同様の改定であるため、適正な報酬等を支給することが可能となる。						
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）						
総務課審査済み。						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
庁議終了後、速やかに条例改正の手続を進めることとし、上記の条例を改正する議案を令和6年第4回市議会定例会に提出したい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。